

## 青森県規則第三十三号

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則（平成二十七年十二月青森県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第六号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。